人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年三月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

**人事院規則九―五五―一二七**

**人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則**

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表北海道の項中「阿寒湖自然保護官事務所」を「阿寒湖管理官事務所」に、「川湯自然保護官事務所」を「阿寒湖管理官事務所」に改める。

別表の一の表東京都の項中「小笠原村父島字西町三の一」を「小笠原村父島字西町」に改める。

別表の一の表島根県の項中「隠岐自然保護官事務所」を「隠岐管理官事務所」に改める。

別表の一の表大分県の項中「くじゅう自然保護官事務所」を「くじゅう管理官事務所」に改める。

別表の一の表沖縄県の項中「大阪航空局下地島空港出張所」を「宮古空港・航空路監視レーダー事務所下地島空港分室」に改める。

別表の一の表青森県の項中「十和田自然保護官事務所」を「十和田八幡平国立公園管理事務所」に改める。

別表の一の表備考第二項中「川湯自然保護官事務所」を「阿寒国立公園管理事務所」に改める。

**附　則**

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年三月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

**人事院規則九―一二三―二九**

**人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則**

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中エをテとし、ワからコまでを力からエまでとし、ヲの次に次のように加える。

ワ　総合海洋政策推進事務局

**附　則**

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年三月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

**人事院規則一五―一四―三三**

**人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則**

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第四条の五第一項中「第六条の四第二項」を「第六条の四第一号」に改め、「養育里親」の下に「（以下「養育里親」という。）」を加え、「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）」に改める。

第十三条第一項第三号リ中「気象庁の本庁、地方気象台若しくは測候所の地震、気象等の観測施設又は」を削り、「地方整備局若しくは」を「地方整備局又は」に改める。

第二十二条第一項第八号中「同法第六条の四第一項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親である者」に改め、「同条第二項に規定する」を削り、「同法第二十七条第四項」を「同条第四項」に、「養子縁組によって養親となることを希望している者として」を「養子縁組里親として」に改める。

**附　則**

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年三月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

**人事院規則一五―一五―一五**

**人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則**

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親である者」に、「同条第二項」を「同条第一号」に、「養子縁組によって養親となることを希望している者として」を「同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として」に改める。

**附　則**

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年三月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

**人事院規則一六―三―四五**

**人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則**

人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「一万三千円」を「一万四千円」に改め、同条第二号中「一万七千円」を「一万八千円」に改める。

**附　則**

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員の育児休業等に関する法律に基づき、人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年三月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

**人事院規則一九―〇―一二**

**人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則**

人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「第六条の四第二項」を「第六条の四第一号」に、「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第四条第六号中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第七条中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第十八条第七号中「別居したこと」の下に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

**附　則**

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。